

健全化判断比率・資金不足比率

従来の再建法に代わり、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成19年度決算から健全化判断比率の4つの財政指標の公表が義務付けられ、さらに平成20年度決算からは健全化判断比率のいずれかが基準以上の団体に財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

本市では、平成24年度決算における各指標の比率はいずれも基準未満となり、前年度の数値から改善しましたが、実質公債費比率や将来負担比率が県平均や全国平均と比較すると高めであることなどから、今後も改善に取り組んでいく必要があります。

各指標	概要	国からの基準		H19算定	H20算定	H21算定	H22算定	H23算定	H24算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%						
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%						
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	18.7%	18.6%	17.6%	16.4%	14.7%	13.7%
		早期健全化基準	25%						
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村350% 都道府県400%	186.1%	158.4%	132.9%	118.9%	89.0%	66.0%

○実質公債費比率

本市の実質公債費比率は、地方債の元利償還金のうち、臨時財政対策債や合併特例債等の償還元金が増加したこと、元利償還金に充てた特定財源が減少したことなどから、単年度では前年度の12.5%から13.2%と増加したものの、3ヵ年平均では前年度の14.7%から13.7%と減少し、平成21年度決算以降は、地方債の協議制水準（18%以上）を下回っています。しかし、平成23年度決算における県内市町平均10.6%、全国平均9.9%のいずれと比較しても本市の数値が上回っていることから、今後も地方債の効果的かつ効率的な発行に努める必要があります。

○将来負担比率

比率算定の基礎となる税収等から算出する標準財政規模が11億円増加するとともに、普通会計の地方債残高が84億円の減、債務負担行為にかかる支出予定額が9億円の減、財政調整基金を始めとする基金残高が19億円の増となったことにより、本市の将来負担比率は、昨年度より比率が23.0ポイント減少し66.0%と改善しました。その結果、平成23年度決算における全国平均69.2%を下回りましたが、県内市町平均55.1%を上回っていることから、今後も更なる財政健全化に取り組む必要があります。